

熊本県

2021年

みんなの安全・安心
条例内容を
シェアしよう!

熊本県 自転車条例

検索



© 2010 熊本県くまモン

10月1日 自転車保険加入 義務化

熊本県では条例*を改正し、「自転車損害賠償保険等」(自転車利用中の事故で、他人の生命又は身体に生じた損害を賠償する保険)への加入が義務になります。※熊本県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例

// 自転車の安全利用に努めるとともに、声をかけ合って意識を高めましょう! //

自転車小売業者



自転車購入者が、自転車損害賠償保険等に加入しているか確認が必要です。未加入の場合は、一般的な自転車損害賠償保険等の種類や特徴、必要性について情報提供をお願いします。

自転車貸付事業者



- 借受人に貸し出す自転車は、自転車損害賠償保険等に加入しなければなりません。
- 貸し出し時に、借受人に対して、貸し付ける自転車が加入している保険の内容について、情報提供をお願いします。

事業者



- 業務中の自転車利用によって生じた事故に対応する自転車損害賠償保険等に加入しなければなりません。

※業務で自転車を利用中に起こした事故は、個人賠償責任保険など一般に販売されている保険では補償されません。
TSマーク付帯保険若しくは、施設賠償責任保険など、対応する保険に加入してください。

- 自転車で通勤する従業員がいる場合は、自転車損害賠償保険等に加入しているか確認が必要です。未加入の場合は、一般的な自転車損害賠償保険等の種類や特徴、必要性について情報提供をお願いします。



加害者になってしまうと、1億円に迫る高額な賠償金が生じることも…

9,521万円

歩行者後遺障害(女性62歳)
小学生による無灯火
神戸地裁 H25.7月判決

9,266万円

自転車運転者後遺障害(男性24歳)
高校生による通行違反
東京地裁 H20.6月判決

6,779万円

歩行者死亡(女性38歳)
男性による交差点通行時の衝突
東京地裁 H15.9月判決

自転車も
車と同じです!



※出展:(一社)日本損害保険協会

裏面のチェックシートで、「自転車損害賠償保険等」に加入しているか確認してみましょう!

「自転車損害賠償保険等」へ加入しているか確認しましょう

自転車運転中の賠償責任を補償する保険には以下の種類があります。

既に加入しているものがあるか確認しましょう。



保険の種類

■自転車利用中の事故により生じた賠償責任(生命・身体及び物への損害)を補償する保険

下記①～⑦の保険・共済に加入しており、「個人賠償責任保険」※1が付帯されているか確認しましょう。

① 「自転車保険」等の名称で販売されている保険

② 自動車保険(特約)

③ 火災保険(特約)

④ 傷害保険(特約)

⑤ クレジットカードなどの付帯保険

⑥ 会社等の団体保険

⑦ PTA保険

※1「日常生活賠償責任保険」などの名称も同様の保険です。

※2補償対象となる方(被保険者)及び補償内容は商品によって異なります。

※3事業活動中の事故は補償の対象外です。

■自転車運転中の事故で生じた他人の生命・身体への重大な損害を補償する制度

TSマーク付帯保険



TSマークは、自転車安全整備店に勤務する自転車安全整備士が、点検確認した安全な自転車に貼るシールです。点検日から1年以内のTSマークが貼られた自転車の事故によって他人に死亡又は重度後遺障害を負わせたことによる法律上の賠償責任が補償されます。

※TSマークの有効期間を過ぎた場合は、自転車安全整備店で点検確認を行いましょう。

※TSマークの色によって、賠償責任の補償限度額が異なります(赤色1億円、青色1,000万円)。

加入状況の確認フロー

個人賠償責任保険に加入、あるいは自転車にTSマークが貼られていますか？

はい

わからない

いいえ

上記①～⑦のいずれかの保険に加入しており、
個人賠償責任特約が付帯されていますか？
(保険証券等をご確認ください)

はい

わからない

いいえ

すでに「自転車保険」に
加入しています。

(保険期間が切れていないかご注意ください)

ご加入の保険会社・共済に
お問い合わせください。

(未加入の場合は保険への加入が必要です)

「自転車損害賠償保険」等
への加入が必要です。

※事業活動中の事故については、TSマーク付帯保険若しくは、施設賠償責任保険などへの加入が必要です。

「自転車安全利用五則」を守りましょう

- ①自転車は、車道が原則、歩道は例外
- ②車道は左側を通行
- ③歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

- ④安全ルールを守る
 - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - 夜間はライトを点灯
 - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- ⑤子どもはヘルメットを着用



熊本県

環境生活部 くらしの安全推進課 TEL.096-333-2293

〒862-8570 熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18番1号(行政棟 新館 4階)

みんなの安全・安心
条例内容をシェアしよう!

熊本県 自転車条例

検索

